

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	予防課
処分の名称	防火対象物点検報告の特例認定
処分権者	消防長、消防署長
根拠規定	消防法第8条の2の3第1項
基準規定	消防法第8条の2の3第1項第1号～第3号 消防法施行規則第4条の2の8第1項
審査基準	消防法第8条の2の3第1項第1号から第3号消防法施行規則第4条の2の8第1項規定は略
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	予防課
処分の名称	防災管理対象物点検報告の特例認定
処分権者	消防長、消防署長
根拠規定	消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第1項
基準規定	消防法第36条第1項において準用する第8条の2の3第1項第1号～第3号 消防法施行規則第4条の2の8第1項
審査基準	消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第1項第1号から第3号 消防法施行規則第4条の2の8第1項 規定は略
標準処理期間	14日
備考	